

協和中央病院 院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染対策は、患者様やご家族、病院職員などを感染から守るために、「標準予防策(スタンダードプリコーション)」に基づき医療処置、ケアを実践しています。あわせて感染経路別予防策を実施しています。

さらに個別及び病院内外の感染症情報の共有をはかり、院内感染の危険及び発生に迅速に対応することを目指します。

また、感染が発生した事例については、その原因の特定、制圧、終息を速やかに図るため、病院全職員へ感染予防活動の必要性・重要性を周知し積極的な取り組みを行っています。

2. 院内感染対策に関する組織的な取り組み

当院における感染対策は、病院長のもとに院内感染対策委員会を設け、感染対策を円滑に運営するために院内感染対策室を設置しております。院内感染対策室の活動は、感染対策チーム、抗菌薬適正使用支援チームを組織し、職種横断的に連携協力し、効果的、継続的に取り組みます。

3. 従業員に対する研修

院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識向上のために、研修会・講習会を感染対策、抗菌薬適正使用をそれぞれ年2回以上開催しています。また、それ以外に入職時や入職後などにおいても研修を行い感染防止のための知識の周知を行っています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出及び検査科よりMRSAなどの薬剤耐性菌の報告、院内感染防止対策委員会にて感染情報レポートの報告をし、感染対策チームでの検討及び現場へのフィードバックを実施しています。

また、薬剤耐性菌や院内感染症等が発生した場合は感染拡大を防止する対策の周知や指導を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染発生が疑われる場合は、感染対策チームが速やかに現状の確認、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。

緊急を要する感染症が発生した場合は、直ちに感染対策委員長に報告し、感染対策チームと緊急対策を講じるとともに再発予防及び対応方針を検討します。また、感染症発生時の報告ルートによって病院管理者に報告され、各種の届出や連絡を行います。

6. 患者様に対する当該方針の閲覧に関する基本方針

本文、院内感染対策指針は病院ホームページに掲載しております。

また、患者様及びそのご家族などから閲覧の求めがあった場合は、これに応じます。

7. その他の当該病院等における院内感染防止対策推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策、抗菌薬適正使用の推進のため「院内感染対策マニュアル、抗菌薬使用指針」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

職員は自らが感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し健康管理に留意いたします。

新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて感染症患者を受け入れる体制を確保し、年1回以上、新興感染症の発生などを想定した訓練を保健所、医師会、連携医療機関などと連携し、実施します。また、受け入れ体制があることを自治体のホームページにより公開しています。

病院長